

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	令和4年6月9日(木)午前9時			
招集場所	蟹江町役場 議事堂			
出席委員	委員長	飯田雅広	副委員長	板倉浩幸
	委員	山岸美登利	委員	三浦知将
	委員	石原裕介	委員	吉田正昭
	委員	高阪康彦		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	加藤正人
	総務部長	浅野幸司	総務部長兼 税務課長	鈴木孝治
	総務課長	藤下真人		
	民生部長	寺西孝	民生部長兼 保険医	不破生美
	住民課長	戸谷政司		
職務のため出席した者	議長	佐藤茂	議事局長	小島昌己
	書記	萩野み代	主任	大竹孝平
付託事件	議案第25号	蟹江町個人情報保護条例の一部改正について		
	議案第26号	蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例及び蟹江町手数料条例の一部改正について		
	議案第27号	蟹江町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について		
	議案第28号	蟹江町税条例等の一部改正について		
	議案第29号	蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について		

○委員長 飯田雅広君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうございます。

お手元に議案第29号の請求資料が配付してありますので、お願いいたします。

また、本日は、付託案件の審査終了後に、理事者退席後、所管事務調査について打ち合わせを行いますので、ご承知おきください。

それでは、定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されております案件は5件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

改めましておはようございます。

総務民生常任委員会の開催に当たり、一言だけご挨拶を申し上げたいと思います。

コロナの感染も若干弱まりつつある状況の中で、いよいよ4回目のワクチン接種が始まろうとしております。過日、高齢者の方がお集まりになられる機会の中で、数回お願いをしました。自分たちの60歳以上の方、それから基礎疾患をお持ちの方については、速やかに接種券が来た場合、集団接種、それから個別接種も含めてお願いをしたいとともに、家族の皆さんの感染を防ぐためにぜひとも接種の勧奨だけをお願いをできればということで今やっております。

ファイザー、モデルナともに量は確保されているということを知っております。また、議員関係におかれましても、そういう話がありましたら積極的に接種をお願いをしたいなということをここでお願いをしていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、必ずコロナ禍が過ぎるときが来るでありましょうが、全くゼロになるということは非常に難しい状況だというふうに今現在言われております。そんな中で、徐々にイベント、そして地域の盆踊り大会、それから各種のお祭りですね、それも縮小ではありますけれども復活したという状況が議員各位の耳にも届いているというふうに思っております。どうぞまたご協力いただきますように、よろしくお願いいたします。

今日、付託をされておる案件5件ではありますが、いずれも大変重要な案件でありますので、慎重審議のほどよろしくお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○委員長 飯田雅広君

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただきよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第25号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」を議題とします。提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。慎重審議のほうよろしくお願い申し上げます。

○委員長 飯田雅広君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

ちょっと確認したいのは、提案理由で、統計法の一部改正に伴い必要であると。あと、一部改正要点で、（適用除外）とあるんですけども、そもそも何が変わってくるのか、ちょっとお願いしたいと思います。

○総務課長 藤下真人君

それでは、板倉委員の質問にご答弁させていただきます。

今回の個人情報保護条例の改正につきましては、統計法の一部改正というところになりますが、統計法につきましては、そもそもが個人情報と統計法というのは適用除外となっております。というのは、統計法で集めた情報というのは、そもそもが個人を特定できない情報で集められるということですので、それに伴って個人情報保護法には適用除外ということになっております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

今回、統計法の中のしっかりした個人情報を除外するということでの認識でよろしいんですか。ちょっとそれも確認だけお願いします。

○総務課長 藤下真人君

お答えします。

そもそも統計法の改正の内容につきましてご説明させていただきますと、統計法の今回改正された内容が、第52条第1項になるんですけども、こちら、もともと第1項と第2項とあったものが、第1項の中に各号列挙される変更となりまして、内容は変わらない状態となっております。

その中で、そもそも第2項に記載されていた内容というのが、指定独立行政法人の関係の適用除外ということになっておりまして、それについては、そもそも蟹江町の個人情報保護条例から適用除外となっております。そちらの方針について、蟹江町は変わらず適用除外と

いうことをさせていただくので、その条文が変更になったことに伴って改正をさせていただいたということになります。

以上です。

○委員長 飯田雅広君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に、議案第26号「蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例及び蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 寺西 孝君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○委員長 飯田雅広君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

ちょっと何点か確認させてほしいんですけども、今回、個人番号、いわゆるマイナンバーカードを利用して、多機能端末機、コンビニで交付ができる条例改正なんですけれども、そもそもこのコンビニ交付をやって、メリッ的なことはどのようなものがあるのか、ちょっとお願いいたします。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

コンビニ交付を始めることよってのメリットというところでございますけれども、現状ですと、月曜日から金曜日、土曜開庁をやっておるときは土曜開庁もありますけれども、基本的には、そちらのほうの庁舎がやっておる時間以外でコンビニを始めることによりますと、毎日基本的に6時半から11時までの間、住民票と印鑑登録証明書が発行できるようになりますので、住民の方の利便性がよくなるということが大きなメリットかなというところで認

識しております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

今、毎日6時半から23時までということで、夜中は無理としても、いつでも交付できるということで、住民の利便性の向上になるということで、あと、職員に関して、その辺負担軽減って出てきますか。

○住民課長 戸谷政司君

ちょっとどこまでが職員の負担軽減になるかというところはお答えづらいところはありませんけれども、現在、住民課の窓口のほうで交付をさせていただいております。その1割2割の方がコンビニのほうで取られれば、窓口も若干すくというような形になると考えておりますので、コンビニ交付を始めるに当たりましては、住民の方々にしっかり周知をして、コンビニの利用を促すというところで考えて、少しでも窓口の混雑を減らしたいなというところで思っております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

そういうことで、メリッ的には住民の利便性と、ある程度職員の負担軽減にもつながるかなというこの答弁だったんですけれども。では、実際に、蟹江町は決してコンビニ交付は早いわけじゃなくて、行っている自治体もあります。既に行っている自治体で、これ代表質問のときにもちょっと聞いたんですけれども、先ほど課長からもあった1割2割の方がそっちへコンビニ交付してくれれば職員の負担軽減になるとあったんですけれども、もう既に行っている自治体の交付枚数の割合、どのぐらいなんですか、分かりますかね。

○住民課長 戸谷政司君

よその団体の交付の割合というのはちょっと把握しておりませんが、どのぐらいですかね、ちょっとごめんなさい、そのあたりについては、今、手持ちの資料がございませんので何ともお答えできないところがございますけれども、当町におきましては、少しでもコンビニのほうをご利用いただけるようにしっかり周知していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

ちょっと、やはりどのぐらいがコンビニ交付してもらっているか、ほかの自治体も、結構聞いてみると、本当に1割もない、4、5%しかないんですよ。じゃ町として、ちょっと予算のときにも聞いたんですけれども、全体的な交付の総数、今窓口で行っている交付の枚数と、あと実際にコンビニ交付で目標もある程度は立てたんだろうと思う、1割2割なのか、ちょっとその辺についてお願いします。

○住民課長 戸谷政司君

あくまでも予算計上時のところでの考え方でございますけれども、全体の約1割をコンビニのほうで発行するというところで予算計上をさせていただいております。現状として、議員おっしゃられますように、他の自治体の動向とかいろいろあると思いますけれども、一応1割をめどに予算を立てさせていただいております。繰り返しになりますけれども、こちらのほうにつきましては、交付1割にとどまらず2割、3割となるように住民の方々に周知をして、また利用を促していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

まず1割の目標数でやっていくということで、全体的に今どのくらい交付枚数ってあるのか、分かっただけいいんですけども。

それと、実際に、じゃ手数料、窓口と同じ200円って初日のときに聞いたんですけども、それでいくと、本当に1枚当たり幾らになるんだということですよ。総数が、例えばどのくらいあるのか全然ちょっと想像がつかないけれども、1,000枚あったら10%の100枚。それを今回予算にもある金額で割ってくると、本当に1枚当たり高いところで、そんなに進んでいないところでも8,000円とかになっちゃうんですよ。

そこで、費用対効果的に本当にどうなのかと。今回予算でコンビニ交付の導入システム委託料として1,226万3,000円、最初の1年だけだと思っておりますけれども、あとコンビニ交付のシステム利用料、これから毎年かかる利用料で74万6,000円、導入当初1,300万円ぐらいかかって導入するんですけども、これが本当に実際にデジタル化に伴いやっていくという方向もあると思うんですけども、実際は本当に費用対効果的にどう捉えていくのか、その辺どう思いますか。

○住民課長 戸谷政司君

ご質問ございました費用対効果というお話でございますけれども、そちらのほうを現時点で試算いたしますと、本当に1割というところを今試算しておるところでございますけれども、ちょっと全体の発行枚数というのは今手持ちでございませぬので、またもしあれだったら後日お出しさせていただきますけれども、費用対効果を考えれば、1枚当たりの交付率というのは決して安くはないというところで認識はしておりますけれども、まずはこちらのほうへ、コンビニ交付を始めて住民の方々にこういうサービスがありますよというところ、まずは住民票と印鑑証明書だけの利用になりますけれども、今後こちらのほうをもっと広げて、いろんなところが取れるようになればということも考えておりますので、そのあたりを含めまして、まずは住民票と印鑑証明から始めさせていただいて、今後のデジタル化に向けてやっていきたいというようなところもありますので、そのあたりを含めて今回導入させていただいたという経緯でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

指名もされませんが、ちょっとお答えをしたいと思います。

板倉議員もご存じだと思いますが、このワンストップサービスで住民サービスを向上させるということがもう10年ぐらい前から実は言われておりまして、印鑑証明、そして住民票ぐらいは、駅だとか、それから郵便局だとか、あの頃はコンビニの話はあまり出ませんでしたけれども、そういうところに機械を置いて、住民票、いわゆる住民サービスをもっと向上させるというそういうご意見を議員各位からたくさんいただいております。これは蟹江町だけじゃなくて、コスパの話はちょっと置いておきまして、住民サービスとコスパというのは結びつくものでは実際ございませんので、地方自治体というのはそういう尺では動いておりません。

ですけれども、今回、先ほど板倉議員言われましたように、コンビニで印鑑証明と住民票を出しているところが多いと言われたんですが、海部郡ではまだないんですよ、実際。ですから、そういう意味でいけば、職員の働き方改革の中で、土曜日に開庁していることはどうなんだろうということもこれから絶対問われると思うんですね。

そんな中で、今現在、コンビニをやったことによって、1割しか今ないじゃないか、確かにそうかも分かりません。でも、ちょっと考えてみてください。収納はコンビニ、大変今多いんです。一番最初収納率が蟹江町非常に厳しいときに、議員各位からもご指摘をいただいたときに、じゃコンビニでという話があったんですが、手数料が収納率の割に高過ぎるからどうなんだろうとちゅうちょしました。しかしながら、現在は、軽自動車をはじめコンビニ収納が大変今力を発揮をしていただいて、非常にコストパフォーマンスになっておるわけありますので、まだまだスタートしましたばかり、デジタル庁もなかなか難しい船出をしておりますが、この小さなまち蟹江町でもできるところからやっていきたいという、そういう考え方の中で、今回コンビニでのマイナンバーカードの普及も含めてでありますよ、急激なスタートじゃなくてゆっくりしたスタートの中でのスタートを始めていきたいということで、議員各位にはご協力をいただければありがたいと思いますし、すぐに結果が出るかどうかについてはまだ分かりません。しかしながら、多分いい結果が出てくると思いますし、我々もしっかりとプロバガンダをこれからもやっていきたいなというように思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○委員 高阪康彦君

素朴な質問なんだけれども、私はあまりコンビニにも行ったことがないので聞くんだけど、全てのコンビニにマイナンバーカードを読み取れるような器具が入っておって、どこでもできるという状態なのか、できるコンビニというのは決まっているのか、その辺のところ、分かっていたら。

○住民課長 戸谷政司君

基本的には、この辺りにあるものであれば、ほぼ全てのコンビニのほうで取得ができるというところでございます。こちらのほうにつきましては、一部契約等の関係で対象外になるコンビニもあるかと思えますけれども、基本的にはほぼ全てのコンビニが対象というところでなっております。

以上でございます。

○委員 高阪康彦君

対象ということは、大体全てのコンビニでできるということだね。

それともう一つ、あと料金の問題、これは当然お金を出さないといけないけど、それは何、コンビニの領収書が領収書になるのか、それとも、そのとき、ついでに町の領収書が出てくるのか、それはどうなっとるの。

○住民課長 戸谷政司君

ごめんなさい、詳しくはちょっとまだ打ち合わせとかができていない状態でございますけれども、基本的にはコンビニエンスストアの多機能端末、コピー機があるところの端末で発行をしていただくと。そちらのほうで、レジでお金を納めていただくのか、そのあたりはちょっと今のところ何とも分からないところですけども、コンビニのほうで発行手数料200円というものをお支払いいただいて、そちらのほうで領収書が出るという考え方です。

○総務部長 浅野幸司君

では、すみません、私のほうから少し補足のご答弁します。

私、実は一宮市民でございまして、一宮市も、今コンビニのこういった発行を既にしております。もともと市長のほうは総務省出身の方なので、デジタル化をいち早く進めるという施策の下に一宮市は今やっておるんですけども、今回、蟹江町が今回こういう形でコンビニの交付の予算も含めて議決をいただいた関係で、どんなもんかなと思って自分でちょっと一宮市でやってみました。一応、一宮の場合は、マイナンバーカードをコンビニの機械に乗せる場所があるので、そこにカードを乗せると、その機械が認識して暗証番号を聞いてきます。それぞれマイナンバーの登録時に4桁の番号があるんですが、その4桁の番号を入れると、私だという、いわゆる個人特定ができる。そうすると、その後の段階としてどういった証明が欲しいですか、一宮市以外の証明も取れますので、一宮市の市内か市外かということも機械が聞いてきまして市内在住ということで、じゃ市内在住の印鑑登録証明書が欲しいということで何枚ということの操作をすると、全部機械が自動認識しまして、何枚ということで、そのマイナンバーを置いた機械からずっと印鑑証明書を例えば2枚取ると2枚出てきます。2枚出てきて、料金が幾ら幾らということでクレジット決済もオーケーだし、現金でコンビニのそのこのところの機械に入れ込むという形になりますので、まさに、ちょっと今、住民課長の住民の方の利便性ということの切り口で答弁があったんですけども、今、かな

り新型コロナウイルスの感染症対策で、いわゆる庁舎内の窓口混雑も緩和ということで、税務課のほうも P a y P a y の税のお支払いとか、今ご利用が非常に高くなってきています。

そういった移管も含めて、こういったコンビニ交付がやっぱり蟹江町としてやるべきだということの町長のご判断がございましたので、予算に上げさせていただいて、かつ住民の利便性も上げるというような形でやっております。非常に、これは人を介さなくてコンビニで証明書が出るというシステムに多分蟹江町の場合もなろうかと思っておりますので、ご理解のほうよろしくをお願いします。

以上でございます。

○委員 吉田正昭君

ちょっと、マイナンバーカードの発行枚数ですよ。今、割合ってどれぐらいなんですよ。最近窓口で使ってみえる方ちょこちょこ見るんですけども、要は、つくってみえる人しかこれ利用できないんですから、その割合が上がってくれば利用する対象の人も増えてくると思うんですけども、今どんなもんですかね、つくってみえる人は。

○住民課長 戸谷政司君

現在の発行枚数でございますけれども、5月末現在で1万6,316枚という形になっております。4月末ですと大体1万6,133枚でしたので、月に180件ぐらいの方が取りにみえているというような状況になっております。当然、広報等で番号カードの取得についてはまた特集とか組ませていただいて住民の方々に周知をさせていただきますので、少しでも交付率を上げるように鋭意努力しているところでございます。

以上でございます。

○委員 吉田正昭君

対象者は、全町民でしたかね。子どももマイナンバーカードですよ。そうすると2割、もうちょっとありますか。4割ぐらいですか、4割の方がマイナンバーカードを持っておるという解釈でいいですよ。

それで、もう一つ、これちょっとあれなんですよけれども、何かマイナンバーカードをつくとポイントが増えるとかという、ポイントがもらえるというような国の制度みたいなのがあったような気がするんですけども、やっぱりそういうおまけとか何かをつけると増えますかね、その時期に関しては。ちょっとこれは質問が何ですけども。

○住民課長 戸谷政司君

今、ご質問ございましたポイントがつくとどうだということでございますけれども、まさにそういうポイントがついたことによって普及率というのがだいぶ上がったということでございます。今、また6月30日あたりから保険証の関係と口座の登録をされると、さらに1万5,000円分のポイントがつくよというようなところのことがありますので、こちらにつきましては7月1日号の広報でちょっと特集を組ませていただいて、そのあたりを住民の

方々に周知をさせていただくというところがございますので、恐らくその記事が出ると窓口にも多少増えてくるんじゃないかなというところで認識をしております。

以上でございます。

○委員長 飯田雅広君

他に質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

今、マイナンバーカードについて、いろいろどうなのかということなんだけれども、今、保険証の話が出たんだけど、当初、もうちょっと前から本当は導入して進めていく予定で、なかなか普及していない現状があるんだけど、医療機関にマイナンバーカードが保険証に……、保険証がマイナンバーカードの中に入ってくるのか、そうなってくると、医療機関でそれを導入して、費用は医療機関がみてということになってくると、実際保険証がマイナンバーに入って何が変わるんだということになっちゃうんだけど、その辺ってどんな感じなんですか、保険医療課長のほうが分かるかもしれないけれども。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

すみません、それではちょっと保険証の関係ですので、保険医療課のほうからお答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、保険証として使えるようになった場合に、医療機関のほうで逆に使えないと保険証の利用価値がないということがあるんですけども、やっぱりまだなかなか医療機関全てが使えるというわけではなく、特に小さい薬局さんなどですと、まだまだやっぱり端末を入れていくのが進んでいないというのが現状で、全てのところで使えるということではないということをお聞きしておりますし、ただ、ちょっと新聞などでも出ておったんですけども、そのうち保険証の発行自体がなくなるという形、保険者の選択によるということは言っておりますけれども、保険証としての利用を進めたいというところで保険証を発行しなくてもいいですよという選択制になるということをお聞きしておりますので、そうなった場合には加速していきたくらうなというふうには思っております。今現状そのような状況であるかなというふうには思っております。

以上です。

○委員長 飯田雅広君

ほかに質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

○委員 板倉浩幸君

日本共産党 板倉です。

議案第26号の条例なんですけれども、この一部改正について、反対の立場で討論したいと思えます。

今回の一部改正は、住民票と印鑑登録証明書、まずこの2通をコンビニ等で発行できるための改正であります。私の反対理由としては、個人番号カードは、いわゆるマイナンバーカード、先ほどから話題になっているマイナンバーカードを使用することになります。当初からこの個人番号について私も反対してきました。今、現状このカードの普及、先ほど蟹江町でも40%ぐらいだという話なんですけれども、今、保険証、免許証、いろんなものをマイナンバーカードに入れようとしています。普及を一気に進めようとしています。行政のデジタル化については必要だと私も考えています。ですが、この個人番号そのものに疑問符が残ります。プライバシー権の侵害から情報漏えい、今後監視社会につながる問題点も多々あります。また、費用対効果としてもどうなのかなと思う点がありますので、よって、議案第26号については反対をいたします。

○委員長 飯田雅広君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○委員 高阪康彦君

14番 高阪です。

私は、賛成の立場から討論を申し上げます。

今回の条例の一部改正案は、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストア等の多機能端末機で印鑑登録証明書等を取得できるようにするために必要な条例の改正であり、適正であると考えますので、本案に賛成をいたします。

○委員長 飯田雅広君

他に討論はないようですので、以上で討論を終結します。

これより挙手によって採決いたします。

議案第26号「蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例及び蟹江町手数料条例の一部改正について」は原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

それでは、次に、議案第27号「蟹江町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。慎重審議のほうよろしくお願い申し上げます。

○委員長 飯田雅広君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

今回、さきの令和3年の9月議会でも特別職の実費弁償に関する条例の一部改正があつて、そのときに変わったんですけれども、それに伴い改正なんですけれども、一つ、特別職に関して鉄道費とか船賃、汽車賃、その辺と宿泊料が変わって、今回それに合わせるといふ形なんですけれども、そのときに、宿泊料のときに、特別職のところに食卓料がありましたよね、1食の。あれ今回ないんですけれども、その辺ってどうなっているんですか、お願いします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、今の食卓料について答弁させていただきます。

食卓料そのものにつきましては、宿泊料がない場合に食卓料という形で支給するものになります。今回、食卓料がないというところでご質問いただきましたが、現状の蟹江町証人等の実費弁償に関する条例につきましては、食卓料という項目がまずありません。今回の証人等の実費弁償に係る適用範囲の関係については、この条例の第1条に載っておるんですけれども、こちらで、例えば議会のほうで証人等で出席される場合に、出席された方の旅費だったり宿泊料というところを支給するという条例になりますので、基本的に県外から要請した場合に宿泊料ということが支給されます。また、日帰りで帰られる場合というのは、食卓料が該当しませんので、そういったところで項目がないということになります。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

そういう関係で食卓料、宿泊料の中に入れちゃうということの認識。あと、日当は、これ9,600円から2,600円に大幅に下がるんだけれども、これってどういうことなんですか。

○総務課長 藤下真人君

ただいまの日当につきましてのご質問にお答えさせていただきます。

今回、提案理由にもありますが、常勤特別職及び一般職の旅費との均衡を図るためということで、昨年、議員がおっしゃるとおり、令和3年9月議会で特別職や一般職の旅費について改正させていただきました。その後、いろいろな条例均衡を図るためにも日々条例が正しいものかというのはチェックしておるんですけれども、その中で日当につきまして、やはり改正がずっとされていない状態で、現行に合っていないというところがありました。改正前につきましては9,600円というところになるんですけれども、周辺自治体も調査させていただいたところ、ほぼ自治体としては2,600円というのが妥当な金額にもなっておりまして、それで現行の見直しをさせていただきたく、今回条例改正ということでお諮りをさせていただきました。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

ほかの自治体も2,600円ということなんだけれども、日当的に2,600円が妥当なのか。その辺、裁判員裁判でもこんな値段じゃないし、ちょっとその辺って、半日でも安いような。ちょっとお願いします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、日当の基準につきましてご質問ありましたので、ご答弁させていただきます。

日当につきましては、旅行中の昼食費を含む諸雑費及び目的地である地域内を巡回する場合の交通費を賄うための旅費ということが記されておりまして、その中に国の基準も宿泊費の20%が日当に妥当だということが記されておりますので、その2,600円というのが、今回、宿泊費が1万3,100円ということで、その20%というところで2,600円と示させていただきました。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

そういうことで、今、宿泊料の20%で、そうすると2,600円になるんだけれども、普通で言う日当じゃないんだね。そういう認識なんだね。1日その職務に充てるとそれは1万円とかになってくる、その考えじゃなくて、単純の……、でも、今の答弁だと交通費の一部とあって、その下にちゃんと実費であるんですね。それ、何かちょっと曖昧なような感じがするんだけれども。

○総務課長 藤下真人君

まず最初に、旅費に関しては、鉄道費だったり船賃というところがあります。その他、日当につきましては、先ほどもご説明させていただいた昼食費を含むその他関係する諸雑費、また、旅費については、目的地に到達するための旅費という形なので、基本的にはそれで賄っているはずなんですけれども、万が一その他で若干動かないといけない場合が講じた場合に、その日当で賄っていただくという考え方で、日当の中に目的地である地域内を巡回する場合の交通費を賄うためという表現で、ということです。

以上です。

○委員 吉田正昭君

これは具体的に、今まで事例がありますか。

○総務課長 藤下真人君

お答えさせていただきます。

今までの事例では、過去5年、10年はありません。

以上です。

○委員長 飯田雅広君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第27号「蟹江町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に、議案第28号「蟹江町税条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。慎重審議のほうよろしくお願い申し上げます。

○委員長 飯田雅広君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

いろいろ変わってくる、変わってくるというか延長とかそういう関係も結構多いんですけども、ちょうど24ページの第35条の2の町民税の申告で、規定の整備、給与と公的年金の受給者の住民税の申告、規定の整備を行うとあるんですけども、これだけじゃ何の規定の整備を行うのか、ちょっと、もう少し分かったらお願いします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

第35条2の第1項のほうのあれでよかったですかね。

(「真ん中辺にある」の声あり)

真ん中辺にある、ここに書いてあるのが、給与又は公的年金等の受給者に係る住民税申告について、規定の整備を行うというところですね。

こちらのほうが、新旧対照表のほうをご覧いただいたほうが……、ちょっと分かりにくい条文ではあるんですけども、アンダーラインが引いてあるところの改正にはなるんですが、9ページから10ページにかけてのところアンダーラインがあるわけですが、ちょっとこちらのほうの条文の構造が、原則では住民税申告書を提出しなければならないという、まず大きくそういう話になっています。その次のただし書きのところ、ずっと長いただし書きがあるわけですけども、ただしこういった場合はこの限りでないということなので、提出しなくてもいいということが記載してある条文になります。

ただしというところを大きく見ますと、給与所得等以外の所得を有しなかった者はこの限りでないというふうな読み方になるんですけども、給与所得だけの方でしたら住民税申告

は要らないですよという話です。

今回の改正内容につきましては、また細かい話になってくるんですけども、ですけども各種控除を受ける場合は住民税申告は必要ですよと書いてあったり、さらにその中でも配偶者特別控除額で一定の条件に該当する場合は、さらにまた申告は要らないですよと、何か、行ったり来たりするような条文ではございますので、かなり解読するのはちょっと難解な条文ではございますが、そんなような条文にはなるんですけども、内容としては配偶者特別控除関係のところでは一定の条件の場合は申告は不要ですよという改正の内容になります。ちょっと分かりづらいと思いますが、すみません。

○委員 板倉浩幸君

全くちょっと理解できんけれども、申告の有無のをもうちょっと改正してくるんだと思うんだけど、そうすると、住民にとって給与もそうだけれども、特に公的年金で住民税の申告は要るのか要らないのかって誰が判断するの、そうすると。自分で判断して、今その辺が変わったりしますよということだったんだ、扶養等の関係とか。特に、年金だと、何か年金事務所に提出してこんな申告すると非課税になったりあるんだけど、その辺って誰が判断するの、そうすると。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

申告が必要かどうかという判断ですけども、例えば公的年金受給者の方ですと、400万円以下の方は、今確定申告不要というふうになっております。例えば、申告してしまうと、本来なら所得税がかかってしまう方でも申告しなくていいということですので、そういう場合はしないほうがいいですよという話はするんですけども、あと住民税申告につきましても、本来申告義務がない方もみえますけれども、申告義務がなくても申告しておいたほうがいいのかもございます。例えば所得がゼロの方であっても国保に加入されている方ですとか、申告している場合としていない場合で算定方法が変わってきたりするということもございまして、そういった場合は申告するほうをお勧めしたりしております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

最終的には自分で決めないかん、どうだと思っただけでもね。そうすると、町民で申告、本当はしたほうがいいのかにしていなくて、今、減免の関係も恐らく絡んでくるんだけど、そうすると、最終的にあなた申告したほうがいいですよって送っているんですか。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

例えば、国保に加入されている方ですと、保険医療課のほうから、そういったことを勧奨する文書を送っていただいております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

規定の整備だから、そこまで大幅に変わることはないと思うんだけども。もう一つ、ちょっと先ほどマイナンバーの話があったんだけども、第35条の2の第2項の町民税の同じ申告で、特別徴収ありますよね。企業からの特別徴収の義務。ここで、前にもマイナンバーの記載が結構うるさくなって、今ってどんな現状になっていますか。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今、蟹江町の現状につきましては、国のほうからは電子媒体で提出するほうを原本といいますかそういったものにするように言われておるんですが、まだ紙のほうが本当の通知書というふうになっております。電子データで申告していただいた会社に対しては、電子データを副本という建前で送付させていただいております。たしか、何年か前に、一般質問とかでいろいろあったと思うんですが、特別徴収の通知書にマイナンバーを載せるかどうかということで、その当時、たしか総務省からの通知とかでマイナンバーを載せなければならないという説明はさせていただきました。ですが、その後、実際、個人情報送付ミスでマイナンバーの漏えいという重大な事故を起こしてしまいました。その事故以来、その翌年度以降は、こちらもちょうと慎重になりまして、何があるか分からないということで、特別徴収の通知書のほうにはマイナンバーは記載しておりません。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

蟹江町でも誤通知してちょっとあったことはあるんだけども、そういうことで、別にマイナンバーを記載しなくても申告には全然いいということだね。別に記載していなくても受理はするんだよね。その認識で、確認です。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

はい。マイナンバーを記載していなくても受理しております。

以上でございます。

○委員 高阪康彦君

私も確認というか、ここだね、個人住民税において、特定配当等、特定株式等譲渡所得金額等に係る所得の課税方式を所得税と一致させることとされたことに伴い、規定の整備を行うというんだけども、条文を読んでも全く分からないんだけども、これは多分こういうことだと思っただけだけども、今まで配当を申告するときに、総合課税でやると配当控除が取れるもんだから、所得税に関してはそういう所得をして、住民税に関しては源泉より高くなるもんだから、配当控除を引いてもね。7.8%かな。だから、町民税や住民税の申告はしないというのは今まで法的にあったんですよ。それがなくなるという、これ、何だ、令和6年の1月1日からだから、まだ来年度はいいんだよね、来年度は。それがもうできなくなるというそういうことだよ、これ。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今、ご質問がございました特定配当等の課税方式を所得税と一致させるというところなんですけれども、これ実は、平成29年度の税制改正のときには、今言っていることと真逆のことを言っております。そのときは、言い回しとしては、町長が課税方式を決定できることを明確化するという言い回しでは一部改正要点で書かせてもらったんですけれども、言っている意味としては、所得税と住民税と違う課税方式を選択できるという意味で、平成29年の6月のときは条例改正させていただいております。

今回は、その真逆のことを言っております、令和6年1月1日適用ですので、令和6年度の住民税からは、所得税で例えば分離課税とか申告不要、源泉徴収ですね、そちらのほうを選ばれたら、もう住民税についてもそちらのほうで同じような課税方式でいく、所得税で総合課税を選ばれたら、住民税でもそのような課税方式でいくというのが令和6年度からになります。所得税については、その当てはまるのが令和5年分という言い方になりますけれども、そこからは一致させることになります。ですので、今まではいいとこ取りができたといいますか、所得税で安いところを選び住民税でも安いほうを選んでという、いいとこ取りができたんですけれども、そういったことができなくなるということになります。

以上でございます。

○委員 高阪康彦君

そのとおりだよ。節税だよ。節税で、住民税は申告しないというふうになれば安くなるもんでね、そういうことが、いいとこ取りができなくなったということなんだけれども、今までは申告書にチェックするだけで申告しなくてもよかったんだけど、結構、なぜそう言っているかという、国民保険に上がるんだよね、あれ。あれやると国民保険も上がらないもんだから、皆さん、配当のたくさんの方はみんなそれを選んでおったんだけど、それがなくなるということで、いいのか悪いのかあれですけども。それは要するに、ただ来年1年はそれはまだ使えるということだよ。5年度は申告はまだそれでいいということだよ、ということになるんだよね。

もう一つ聞きたいのは、今、実際に役場に住民税の申告は不要にしないという、そういう届けを出してみえる人ってどれくらいみえるんですかね。分かるのか。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

申告不要というか、そういった所得税と住民税で違う申告方式をされた方の人数につきましてはちょっと把握しておりませんので、申し訳ございません。

○委員長 飯田雅広君

ほかに質疑はございますか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第28号「蟹江町税条例等の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第29号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 寺西 孝君

皆様に議案第29号請求資料を配信をさせていただいております。よろしくお願いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長 飯田雅広君

それでは、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

板倉です。

補足資料、請求資料で、国民健康保険税の限度額で、改正前と改正後、こんな世帯数で超過額であるんだけど、ちょっと分かりにくい、95世帯が84世帯で、影響数が11世帯って書いてあって、影響額、実質この額で、マイナス235万1,000円とあるんだけど、これちょっと見方を願います。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

すみません、ちょっと分かりづらく申し訳ございませんが、説明のほうさせていただきます。

上のほうが超過世帯数、そして下が超過額という形になってくるんですけども、改正前と改正後ということで差し引きさせていただきまして、影響数がまずマイナス11世帯とありますけれども、説明といたしましては、11世帯が今までは限度額を超過していたけれども、切れていたんですけども、11世帯は今回は影響を受けて限度額いっぱいまで課税をされるよという形になっていきます。

超過額のほうもマイナスの235万1,000円ということですが、これは町のほうから見ますと235万1,000円、その分税込として入ってくるよという形になります。ですので、ご本人さんが負担されるのが235万1,000円増えるよという、この11世帯のところが増えるよという形になってまいります。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

そういうことで、実際には限度額がなかったら超過額としてこれだけ本来は入ってくるんだよね、町にとってはね。住民の被保険者については235万円、11世帯でそれだけ控除されているよということの認識で、あと、今回、改正が基礎と後期高齢支援分か、介護はないんだけど、実際に、今回課税の限度額で合計幾らになるのかと、この間改正の経過ってどんな感じで改正されてきたのか、お願いします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

限度額につきましては、基礎分が63万円であったものが65万円、介護納付金分が17万円が変更なしで17万円、後期高齢者支援金が19万円から20万円に変更となりまして1万円増額、この3つが全て課税される世帯につきましては、合計で、改正前が99万円が限度額でございましたけれども、改正後は102万円で、合計で3万円増額という形になります。

それで、あと、経過でございますけれども、今までの推移といたしまして、蟹江町は、政令基準どおりとさせていただいておりますので、ちょっと古い話でございますけれども、平成25年のときには77万円、26年には81万円、27年度は85万円、28年度は89万円、平成30年度は93万円、令和元年度が96万円、令和2年度が99万円、そして今回令和4年度で102万円という形で、徐々に上がってきておるとい状態になっております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

ありがとうございます。

令和2年度が99万円で、3万円上がって、とうとう3桁行っちゃったんだよね。僕も運営協議会でそのうち3桁になっちゃうよねって言った覚えがあるんだけど。

あと、今回、この限度額が合計で102万円になるよって。40歳未満介護はないんだけど、102万円で、じゃ実際に、今、平成25年からずっと言ってくれたんだけど、今、県単位化になって、資産割、当初蟹江町も58%で資産割あって結構安定した国保財政だったんだけど、今現在、今回3月議会でも議決した資産割について7.25%ということで、じゃ、実質、平成25年77万円、平成26年81万円、このときはもう58%の資産割なんですよ。

そうやって見ると、資産割がほとんど最終的になくす方向でいる中で、じゃ実際に限度額を受けている人が、ある意味、今後本当に資産割がなくなったら所得に応じた負担になってくると思うんですよ。本来は、やっぱりそういう資産割を取るのが二重課税だっているところあるけれども、本来のあるべき姿じゃないかなと思うんだけど、その辺で、今後、今回の資料請求でも令和2年の所得を基準に推計とあって、今回、また6月中旬ぐらいには新しい保険料の通知が来ると思うんだけど、また若干変わってくるよね、改正、今回資産割を減らした関係で。その辺をどう捉えていくのか、ちょっと認識的に町としてどんな認識を持っているのか、お願いします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

先ほどご指摘がございましたけれども、県単位化になりまして、やはり県のほうも、従来申しておりますように3方式でという形でいっておりますので、まず資産割をなくす方向で町のほうも一緒にやっております。その中で、やはり所得に応じた負担をいただくというところ、それがやはり税の公平性というところなどもありまして、今回の国のほうの改正もあったという形になっておりますので、町のほうも同じような考え方で税の公平な負担という形を目指してやっております。

今回、7月中旬になりましたら本算定になりますので、その際にはもう少し今年度の影響数というのは出てくるかと思えますけれども、今現状では、すみませんがちょっとまだもう1年前の令和2年中の所得で計算をさせていただいておりますけれども、税率については令和4年度の税率を当てはめて計算をさせていただいておりますが、若干の差異はあるかと思えますのでご了承いただきたいと思えます。

以上です。

○委員長 飯田雅広君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これで総務民生常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午前10時05分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 飯田雅広